令和6年8月29日

令和6年度版 建築基準適合判定資格者の手引きの質疑（Q&A）について

No.	ページ	該当箇所	質問	回答
1	39	令和5年 考査A No.7 選択肢５	面積区画の特防については、随時閉鎖若しくは作動できるものとしなければならないとあり、「正しい」となっていますが、令112条19項1号イの常時閉鎖では使えないという解釈となるのでしょうか。それとも随時閉鎖とは常時閉鎖も含まれているということでしょうか。	防火区画に用いる特定防火設備については、令第112条第19項第一号イに規定する常時閉鎖も可能であり、随時閉鎖と常時閉鎖は異なるものと考えられます。
2	210	令和3年 考査B 建築計画２ 12　防火区画 （面積区画）	面積区画に用いる特定防火設備の仕様は令112条19項一号に定めるものとしなければなりません。 適合理由記載欄(は)に上記の旨記載されていますが計画の概要欄(問題文)には【令112条19項二号の規定に適合するものとする】と記載されています。 規定の特定防火設備の機能を有していない時点で不適合かと思いましたが、どのような解釈でしょうか。	令第112条第19項第ニ号イには「前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること」と規定され、また、同項第一号と第二号の違いは次のとおりであるため、第ニ号の規定に適合することで第一号の規定は満たしているものと考えられます。 ・第一号：随時閉鎖（煙感連動又は熱感連動） ・第二号：随時閉鎖（煙感連動のみ）かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するもの
3	209	令和3年 考査B 建築計画２ 11　物品販売業を営む店舗における避難階段の設置、構造、階段の幅及び避難階段に通じる出入口の幅	「・階段に通ずる出入口には、～すべて避難方向にひらくことができる。」旨の記載があり、令123条1項六号の規定は適合しているように読めます。しかし、図面によると1階の階段室3において外部に面する出入口は防火設備となっておりません。この場合、令123条1項六号の規定(防火設備・避難方向に開閉等)は、屋内に面する出入口を対象とした規定であり、屋外に面する出入口は、対象外ということなのでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。

4	211	令和3年 考査B 建築計画２ 14　排煙設備の設置、構造（ 物品販売業を営む店舗の売場、共同住宅の住戸、共用廊下）	解答例で、共同住宅の廊下が排煙設備除外とされています。ただ、防火設備(特定防火設備)で区画されていますが、平成12年　告示1436号　四号ニ(1)から、令第112条第19項第一号に規定する構造でなければならないと考えていますが、問題文には記載されておらず、解答例には令112条第19項第一号について記載がなく、排煙設備の設置が除外されると書かれています。不適合だと思うのですが、除外で良いのか教えてください。	共用廊下は、共同住宅の部分で100㎡を超えていることから令第126条の2第1項第一号は適用できず、告示1436号第四号ニ(1)の適用について検討しています。この場合、ご指摘のとおり、廊下に面する特定防火設備に令第112条第19項第一号の規定を満たすか明記されていませんが、ここでは、共同住宅の住戸は常時閉鎖されているものとし、当該告示が適用できるものとして解答を作成しています。もし、仮に当該告示も適用できないとした場合は、排煙設備の有無からの判定となりますが、問題では計画建築物の排煙設備の有無についても明記されておらず、明記されていないことをもって不適合とは言い切れないと考えられます。